

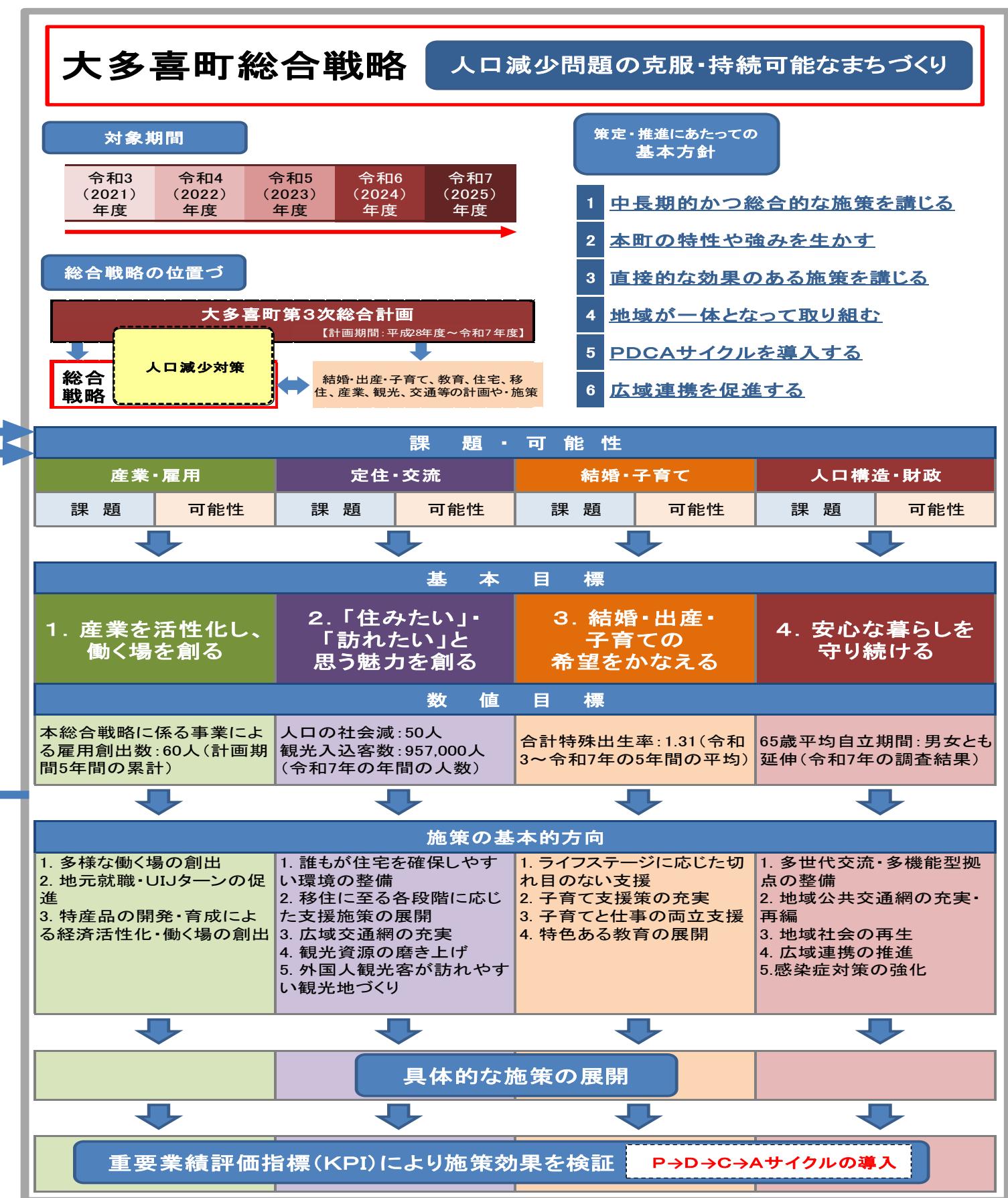
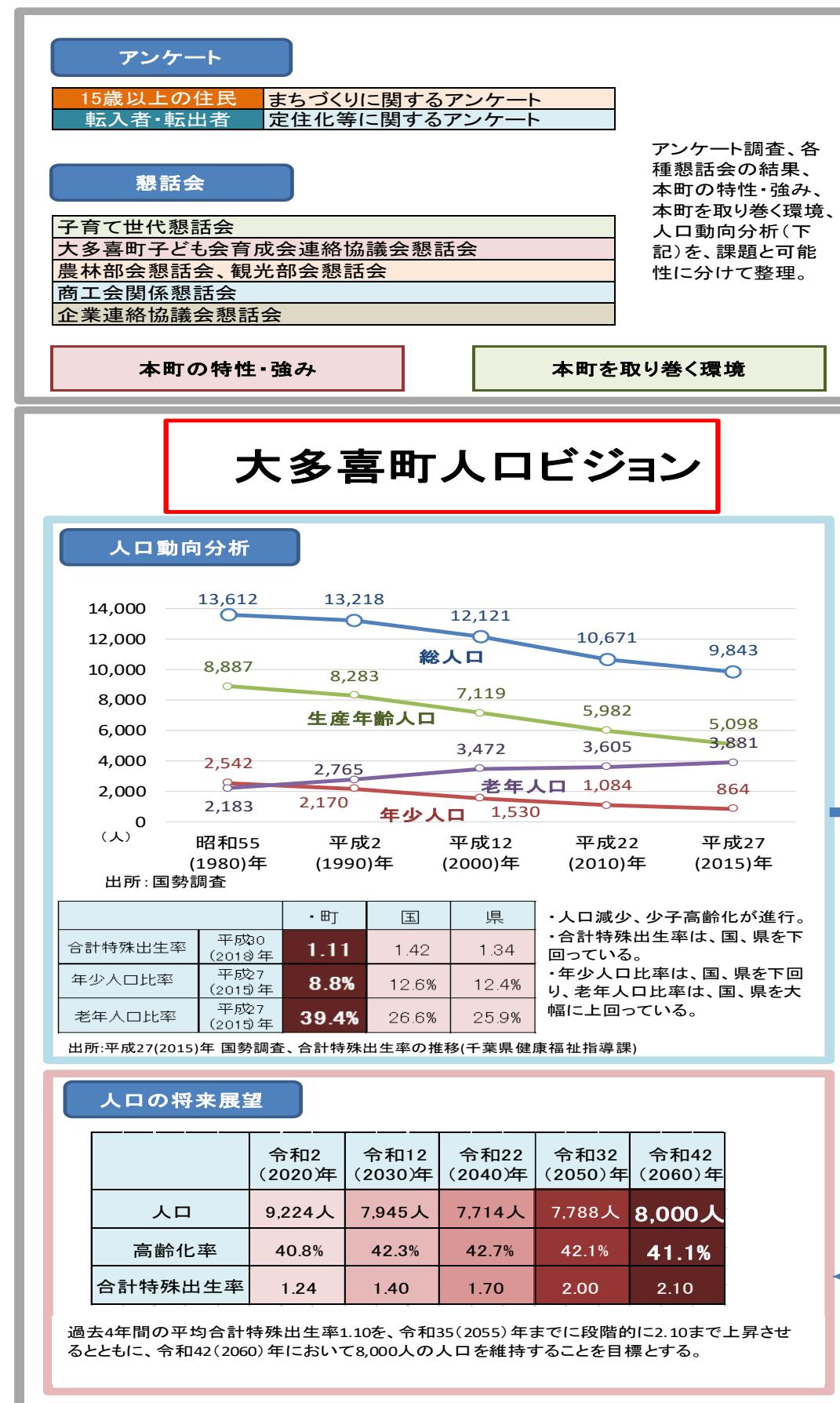
第2期
大多喜町総合戦略

令和3年3月
大多喜町

目 次

I.	総合戦略の概要	2
1.	総合戦略策定の趣旨.....	2
2.	総合戦略の対象期間.....	2
3.	総合戦略の位置づけ.....	3
II.	総合戦略の策定・推進に当たっての基本方針.....	4
1.	中長期的かつ総合的な施策を講じる.....	4
2.	本町の特性や強みを生かす.....	4
3.	直接的な効果のある施策を講じる.....	4
4.	地域が一体となって取り組む.....	5
5.	P D C Aサイクルを導入する.....	5
6.	広域連携を促進する.....	5
III.	基本目標・施策の基本的方向・具体的な施策.....	6
IV.	総合戦略の進捗管理	27
資料編		
I.	大多喜町総合戦略推進会議設置要綱	29
II.	大多喜町総合戦略推進会議委員名簿	31
III.	大多喜町まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱.....	32
IV.	大多喜町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針.....	34

・総合戦略体系図



I. 総合戦略の概要

1. 総合戦略策定の趣旨

国では、地方の若い世代が、過密で出生率の低い東京圏等の大都市部に流出することが、全国的な人口減少や地域経済の縮小につながっているとの認識の下、「東京一極集中のは正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域特性に即した地域課題の解決」の3つの視点から人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが重要であるとし、平成26年（2014年）に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「総合戦略」を定めて地方創生への取組をスタートしました。

しかしながら、地方創生の開始以降も東京一極集中は更に加速するとともに、全国の合計特殊出生率は過去最低を更新し続けるなど、全国的に見て厳しい状況となっています。

本町においても、若い世代における進学や就職、結婚等を契機とした流出や、出生率の低迷を主因として、人口減少が続いている、その対策として、住民の子育て・住宅取得等の支援や移住促進など、様々な施策を講じてきました。こうした施策は一定の成果を上げてきましたが、本町における人口減少や少子高齢化は、今後も続く見通しとなっています。

人口減少は地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小は住民の経済力の低下につながり、地域社会の様々な基盤の維持を困難とします。こうした負のスパイラル（悪循環の連鎖）を断ち切るためには、住民をはじめ、行政、事業者、各種団体など、地域社会を構成するすべての主体が一体となって問題意識を共有し、これまでにない危機感とスピード感を持って、人口減少対策と本町経済の活性化に取り組む必要があります。

この「総合戦略」は、策定してから5年を経過し終期を迎えており、総合戦略の検証と見直しを行うとともに、人口減少対策には長期的で継続的な取組が必要であることから、国では第2期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を新たに定めて、課題解決に取り組んでおります。

そこで、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、本町においても、町民が安心して子どもを産み育てられる環境が整った、持続可能なまちを実現するための指針として、「第2期大多喜町総合戦略」を策定します。

大多喜町総合戦略



人口減少問題の克服・持続可能なまちづくり

2. 総合戦略の対象期間

本総合戦略の対象期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------



3. 総合戦略の位置づけ

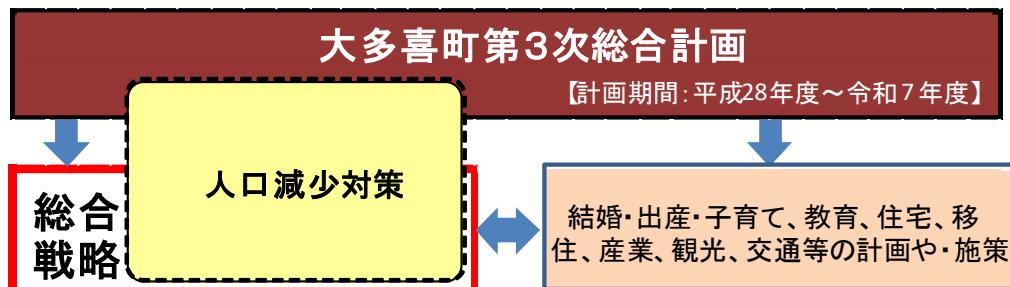
(1) 総合計画との関係

本総合戦略は、人口減少を克服し持続可能なまちを創ることを目的としていますが、町の最上位の計画である総合計画は、こうした目的を含む本町の総合的な振興・発展を目的とした計画です。

平成 28(2016)年度を初年度とする大多喜町第3次総合計画における、人口減少への対応に関する施策については、本総合戦略において先行的に立案した施策を踏まえて策定していくものとします。

(2) 他の個別計画との関係

人口減少の克服に向けては、結婚・出産・子育て、教育、住宅、移住、産業、観光、交通など、多様な視点からの対応が求められることから、本総合戦略は、これらの分野の個別計画や施策と整合を図りながら立案し、推進していきます。

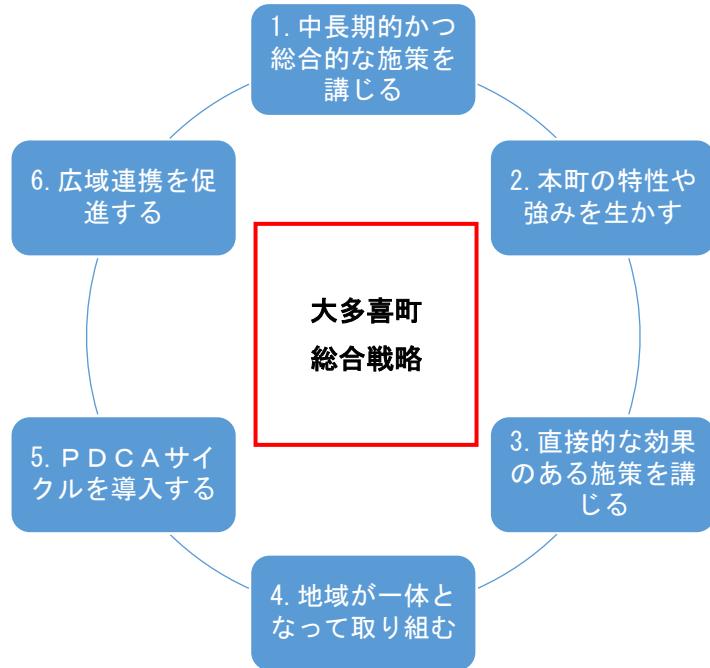


総合戦略

- ◆ まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定される市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として策定するものです。
- ◆ 対象期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。
- ◆ 総合戦略は、基本方針、基本目標、施策の基本的方向、具体的な施策で構成します。
- ◆ 本総合戦略の推進に当たっては、基本目標に係る数値目標や具体的な施策に係る重要業績評価指標の達成度により進捗を管理するとともに課題を抽出し、改善の動きにつなげる「PDCAサイクル」を導入します。

II. 総合戦略の策定・推進に当たっての基本方針

本総合戦略の策定及び推進に当たっては、人口減少の克服・持続可能なまちづくりを確実に実現するため、次の6つの基本方針に基づき、取り組むこととします。



1. 中長期的かつ総合的な施策を講じる

人口減少は構造的な問題であるため、人口減少と地域経済縮小の負のスパイラルを断ち切るためにには、対症療法的な対応では不十分であることから、本総合戦略では問題発生の原因に対する中長期的かつ総合的な施策を講じていくこととします。

2. 本町の特性や強みを生かす

人口減少や高齢化は全国的に進行しており、今後、移住者や観光客、企業の誘致等に関する地域間の競争が激しくなることが予想されますが、本町には様々な特性や強みがあることから、それらを更に磨き上げた上で、効果的に活用した施策を立案し、本町独自の「特徴ある発展」を目指します。

3. 直接的な効果のある施策を講じる

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、人口の流出抑制や移住者の増加、働く場の創出、安心なまちづくり等に直接的な効果がある施策を立案し、集中的に実施することとします。

4. 地域が一体となって取り組む

住民や事業者、各種団体など地域社会を構成するすべての主体に対し、まちづくりに関する情報を積極的に発信し、問題意識を共有した上で、地域が一体となって課題に取り組むこととします。

5. P D C A サイクルを導入する

各施策には、原則として P D C A サイクル¹の下に具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行います。

6. 広域連携を促進する

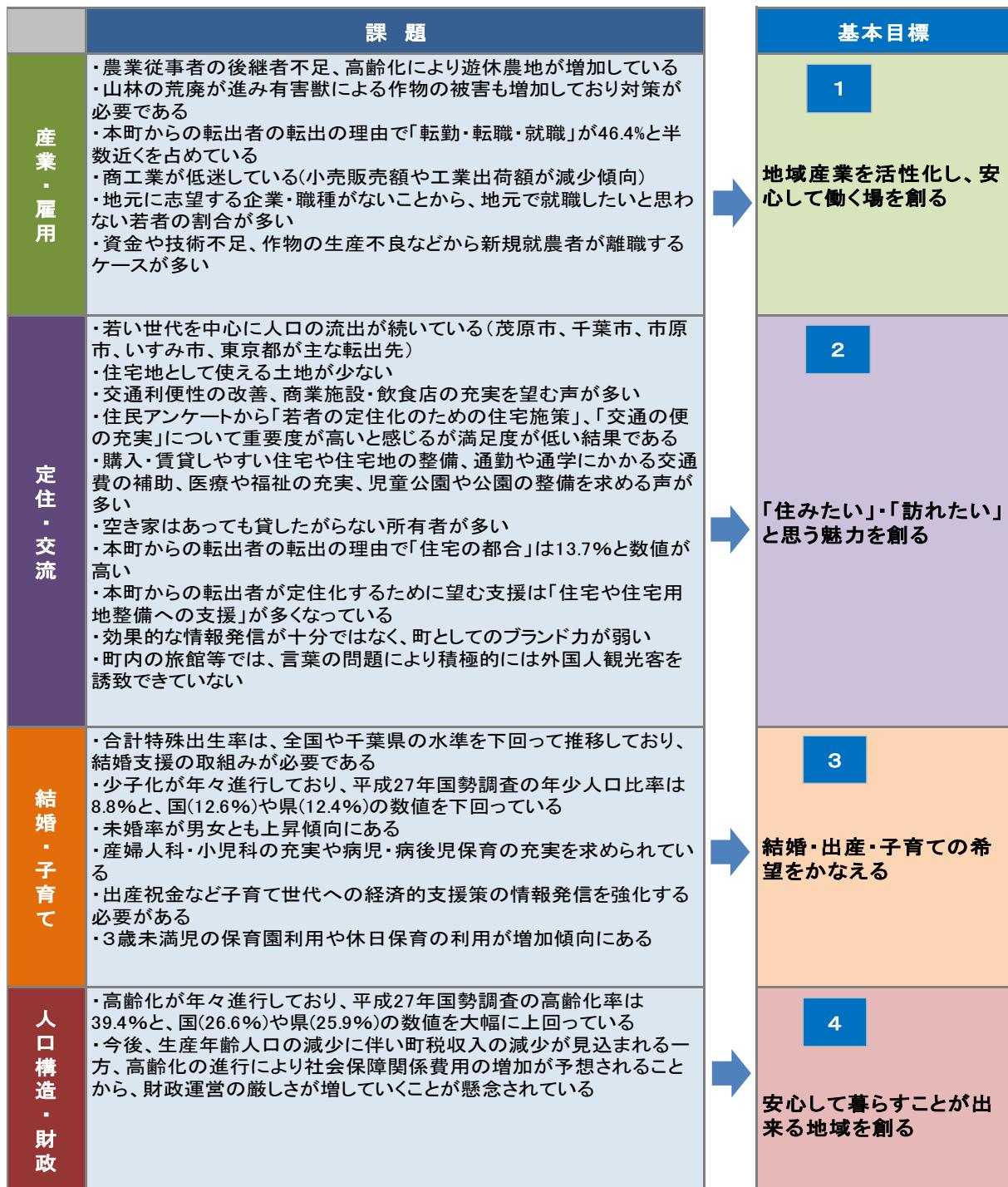
多様化する住民ニーズや社会・経済情勢の変化を的確に把握し、柔軟かつ効率的な行政運営を行うために、他の市町村との連携を促進します。

¹ P D C A サイクル：計画(plan)→実行(do)→評価 (check)→改善(action) という 4 段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的に改善していく手法のこと。

III. 基本目標・施策の基本的方向・具体的な施策

本総合戦略の策定に当たり実施した人口動向の分析、アンケート調査、各種懇話会の結果や、本町の特性や強み、本町を取り巻く環境を、課題と可能性に分けて整理し、これらに基づいて、本総合戦略の基本目標を次のとおり設定します。

また、各基本目標を達成するための施策の方向性を定めるとともに、施策の効果を検証するための数値目標を設定します。



基本目標 1	産業を活性化し、働く場を創る
--------	----------------

若者の転出が続いている状況のある本町においては、若者をはじめ、あらゆる世代の方の働く場を確保し、人口の流出に歯止めをかけていく必要があります。そのためには、地域の特性を踏まえた産業の振興や企業誘致に取り組むとともに、新たな雇用の創出を含めた多様な働く場の創出を図り、安心して働くことができる環境づくりに取り組んでいきます。

【数値目標】

指 標	現状値	目標値	
本総合戦略に係る事業による雇用創出数	—	60 人	計画期間 5 年間の累計

【施策の基本的方向 1】 多様な働く場の創出

優良企業等の誘致や既存企業の規模拡大の支援、創業支援、就農支援等により、様々な業種・職種の働く場の創出を図ります。

【具体的な施策】

基本目標を達成するため、基本目標ごとに設定した施策の基本的方向に沿って、次に掲げる具体的な施策を展開します。

各施策には、原則として重要業績評価指標(K P I =Key Performance Indicator)を設定し、施策の効果を客観的に検証できるようにします。

具体的な施策	1－1－1 空き家等を活用した起業支援事業
事 業 概 要	空き家や空き地を活用して開業する場合に、起業者に対し1件当たり75万円を限度に助成を行う。
事 業 期 間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	1店舗の開業／年
担 当 課	商工観光課

具体的な施策	1－1－2 社会福祉団体助成事業（シルバー人材センター）
事 業 概 要	シルバー人材センター運営に関する経費の補助をする事により高齢者の就業機会の充実を図る。
事 業 期 間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	前年度と比較してシルバー人材センターの就業者数の増
担 当 課	健康福祉課

具体的な施策	1－1－3 青年就農者確保育成給付事業
事業概要	農業従事者の高齢化が進む中、青年の新規就農者及び経営継承者の育成のため、技術の習得に必要な一定期間の所得確保等を図り、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を目指す。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	青年就農者数 1人以上／年
担当課	農林課

具体的な施策	1－1－4 農地所有適格法人等の誘致事業
事業概要	農業生産法人等の誘致を積極的に図るとともに、農業経験者の雇用の場を確保する。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	生産法人誘致 2件
担当課	農林課

具体的な施策	1－1－5 森林整備事業
事業概要	町有林等の伐採や枝打ちなど適正な維持管理をするとともに、担い手の育成を図り、従事者を確保していく。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	新規従事者 2人／年
担当課	農林課

具体的な施策	1－1－6 企業誘致及び雇用促進事業
事業概要	事業所の新設や増設又は移設を行う者に対して、必要な奨励措置を講ずることにより、本町の産業の振興と雇用の促進を図るため支援する。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	新規雇用者数 5人／年
担当課	商工観光課

【施策の基本的方向 2】 地元就職・U I Jターンの促進

関係機関との連携の下、求人情報の収集・提供や事業者の採用活動の支援等を行うことにより、地元就職やU I Jターンを促進します。

具体的な施策	1-2-1 就職情報案内事業
事業概要	大学等への進学によって町外へ転出した学生等へ、町内の主な企業紹介及び移住に関する各種支援制度や町の情報を掲載したチラシを提供する。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	案内希望者 20人／年
担当課	商工観光課、企画課

【施策の基本的方向 3】 特產品の開発・育成による経済活性化・働く場の創出

本町の豊富な農林資源等を生かした新たな特產品づくりや既存の特產品の育成に取り組むことにより、地域経済の活性化や働く場の創出を図ります。

具体的な施策	1-3-1 農産物特產品の開発
事業概要	農産物の長期保存化を図り、町の特產品や加工品を研究開発する。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	特產品の開発 2品
担当課	農林課

具体的な施策	1-3-2 町土產品の開発
事業概要	大多喜城やおたっきー、本多忠勝、忠朝、ユネスコ等の観光資産を題材とした町の土產品を開発する。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	土產品の開発 3品
担当課	商工観光課

具体的な施策	1-3-3 特產物生産農家の育成支援
事業概要	町の特產品である「たけのこ」の生産量が減少しているため、生産農家及び竹林所有者の意見を参考に竹林の集積等を図り、生産量増加へ繋げていく。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	たけのこ生産量 5t／年の増
担当課	農林課

具体的な施策	1－3－4 新規作物を活用した産業活性化事業
事業概要	耕作が放棄された農地に、景観作物を植栽し観光客の誘致を促す見せる農業と獣害の被害を受けにくい作物の栽培による特産物の開発及び収穫物の六次化を推進し、農業及び観光産業の活性化を図る。
事業期間	令和4年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	農地再生面積
担当課	農林課

※1－3－4（令和4年12月27日追記）

基本目標 2**「住みたい」・「訪れたい」と思う魅力を創る**

本町では、定住人口のみならず昼間人口の減少も続いているが、地域経済や町の財政を将来にわたって持続可能なものとするためには、「ひと」の流れを創り出し、「しごと」が「ひと」を呼ぶ、「ひと」が「しごと」を呼び込むような、「しごと」と「ひと」の好循環を図り、一定の定住人口・交流人口を維持していくことが求められます。そこで、本町に住む人・移住を検討する人が本町に住み続けたい・住んでみたいと思う魅力を創り、本町の豊かな地域資源を磨き上げ、本町を訪れたいと思う魅力を創ることにより、人口流出の抑制、移住の促進、交流人口の増加を図ります。

【数値目標】

指 標	現状値	目標値	
人口の社会減	64 人 (平成 30 年)	50 人	令和 7 年の年間の 人数
観光入込客数	912,237 人 (令和元年)	957,000 人	令和 7 年の年間の 人数

【施策の基本的方向 1】 誰もが住宅を確保しやすい環境の整備

民間活力の導入による分譲及び賃貸の住宅・宅地の供給促進や、住宅建設・宅地取得に関する支援制度の利用促進、空き家の活用等により、本町の住民も町外からの移住者も、誰もが住宅を確保しやすい環境を整備します。

具 体 的 な 施 策	2－1－1 空き家対策事業
事 業 概 要	町内に点在している賃貸や売却可能な物件を空き家バンクへ登録し、移住希望者へ情報提供することで定住人口の増加を図る。 また、空き家内に残存する家財道具等の撤去費用の一部補助も実施し、新規空き家物件の登録を促進する。
事 業 期 間	令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月
重 要 業 績 評 価 指 標	空き家バンクの年間成約件数 10 件／年
担 当 課	企画課

具体的な施策	2－1－2 空き家利用促進事業
事業概要	空き家バンクに登録された物件所有者（大家又は購入者）が、町内業者を利用しリフォーム工事を実施した場合に工事費用の1/3以内で上限100万円とする空き家利用促進奨励金を活用し、空き家の利用促進を図る。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	空き家利用促進奨励金交付実績 2件／年
担当課	企画課

具体的な施策	2－1－3 定住化対策住宅助成事業
事業概要	町内に新築住宅を取得し定住される方へ基本額に、町内業者、町外からの移住、地材等を加算して助成を行う。自己が居住する住宅を、町内業者の施工によりリフォームする場合に助成を行う。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	住宅取得奨励金 20件/年 リフォーム奨励金 20件/年
担当課	建設課

具体的な施策	2－1－4 宅地分譲事業
事業概要	町が分譲する船子城見ヶ丘団地を購入の方へ1区画につき500万円の補助をすることや、その他の分譲地についても分譲を推進し、定住人口の増加を図る。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	5区画
担当課	建設課

【施策の基本的方向 2】 移住に至る各段階に応じた支援施策の展開

地方への移住希望者に本町を選んでもらえるよう、移住希望者が本町に関心を持ち、風土や生活実態に関する知識を得て、職や住宅を確保し、実際に移住し定着に至るまで、各段階に応じたきめ細やかな支援施策を展開します。

具体的な施策	2-2-1 大多喜の冊子発行事業
事業概要	大多喜町で自分らしく働き、笑い、育む人たちの日々の暮らしを見つめ、観光ガイドとは一線を画した「大多喜で生きる」ことの風景を記録する移住者の視点で紹介する内容の冊子を発行する。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	5,000冊発行／年 (QRコード・アンケート掲載) QRコード・アンケート回収 250件／年
担当課	生涯学習課

具体的な施策	2-2-2 シティプロモーション事業
事業概要	町民の大多喜への愛着や誇りを醸成するとともに対外的な認知度や地域イメージを向上させるため、ロケーションサービスなどの事業を推進し定住人口の増加を図る。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	ロケ受け入れ件数の増加
担当課	商工観光課

具体的な施策	2-2-3 廃校活用事業
事業概要	学校統合により廃校となった施設を有効に活用するため、事業者募集し、地域の活性化や雇用の促進を図る。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	廃校施設の活用
担当課	企画課、財政課、商工観光課

具体的な施策	2-2-4 中等教育学校誘致事業
事業概要	快適でゆとりある教育環境の充実を図るため、中学、高校の6年間の一貫教育による中等教育学校を誘致し地域の活性化を図る。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	中等教育学校の誘致
担当課	教育課

【施策の基本的方向3】 地域資源の磨き上げ

観光・レクリエーション拠点や祭り・イベントはもとより、景観や観光事業者、町民のホスピタリティー(もてなしの心)、観光PR媒体に至るまで、観光客が触れるあらゆる対象を本町の持つ観光資源ととらえ、これらを一つ一つ磨き上げることにより、観光客数の増大を図ります。

具体的な施策	2-3-1 遊歩道整備事業
事業概要	自然と親しめる場を提供し観光客の増加を図り、地域の活性化を目的とした整備を推進する。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	令和5年3月までの完成
担当課	商工観光課

具体的な施策	2-3-2 街並み整備地区の修景整備事業
事業概要	歴史的な街並みの景観整備を図るために、建築物等の修理・修景に係る経費の一部を支援し、房総の小江戸としてのまちづくりに資する。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	街並み整備地区の修景 1件／年
担当課	商工観光課

具体的な施策	2-3-3 大河ドラマ誘致事業
事業概要	NHKの大河ドラマを誘致することにより、全国に大多喜町をPRするための活動を支援し、大河ドラマ化を目指す。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	誘致署名数の増加 誘致活動 3回以上／年
担当課	商工観光課

具体的な施策	2-3-4 観光レクリエーション振興事業
事業概要	お城まつり、紅葉まつり、たけのこまつり等のイベントを支援することにより、房総のまつりとしての定着を図る。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	観光入込客数の増加
担当課	商工観光課

具体的な施策	2－3－5　いすみ鉄道沿線観光推進事業
事業概要	いすみ鉄道沿線の植栽、県民（体験）農園、ハイキングコースの設定等を、いすみ鉄道、観光協会、地域住民とともに推進する。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	1箇所以上の実施
担当課	企画課、商工観光課、農林課

具体的な施策	2－3－6　広域連携による観光振興事業
事業概要	近隣自治体と広域連携することで観光メニューが広がり、都市部や国内外からの観光誘客による交流人口の更なる増加および相乗効果による観光振興を図る。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	観光入込客数の増加
担当課	商工観光課

具体的な施策	2－3－7　アーバンスポーツ施設整備・運営事業
事業概要	大多喜町の新たな魅力の創出や多様化するスポーツ需要に対応するためにアーバンスポーツ（スケートボード、サイクル競技）に対応した施設を整備・運営し、交流人口の増加を図る。
事業期間	令和5年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	アーバンスポーツ（スケートボード、サイクル競技）人口の増加
担当課	生涯学習課

※2－3－7（令和4年12月27日追記）

具体的な施策	2－3－8　広域連携による芸術祭の開催
事業概要	近隣自治体と連携した規模の大きな芸術祭を実施することで、地域の自然環境、歴史、文化などを広く国内外に発信し、知名度の向上やイメージアップを図る。 また、魅力的な作品を展示する事により観光客などの滞在時間を延ばし、地域経済の活性化を図る。
事業期間	令和7年8月～令和8年3月
重要業績評価指標	芸術祭パスポートの販売件数
担当課	商工観光課

※2－3－8（令和7年8月19日追記）

【施策の基本的方向 4】 観光客が訪れやすい観光地づくり

観光客が興味を持つ観光資源の掘り起こしや磨き上げ、ホームページの充実や観光案内看板の外国語対応、外国語が話せるガイドの養成等により、誰もが訪れやすい観光地づくりを推進します。

具体的な施策	2-4-1 観光施設の整備事業
事業概要	スムーズな移動のサポートと混雑緩和に向け、観光案内看板や駐車場の整備を進める。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	観光案内看板 3か所以上 駐車場整備 1箇所
担当課	商工観光課

具体的な施策	2-4-2 外国人観光客に配慮した環境づくり
事業概要	外国語標記による案内看板やパンフレット等の整備を行い、外国人観光客を受け入れるための環境整備を図る。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	案内看板 3箇所以上の改修
担当課	商工観光課

基本目標3**結婚・出産・子育ての希望をかなえる**

本町では、合計特殊出生率が、全国や千葉県の平均を下回って推移しており、少子高齢化が更に進んでおります。そこで、若い世代の結婚したい、子どもを持ちたいという希望の実現に向けて、結婚・出産から子どもの自立までを一貫して支援し、若い世代が安心して結婚、出産、子育てができる環境を整備します。

【数値目標】

指 標	現状値	目標値	
合計特殊出生率	1.112 (平成28～令和2年の 過去5年間の平均)	1.31	令和3～令和7年の 5年間の平均

【施策の基本的方向1】 ライフステージに応じた切れ目のない支援

関係機関や地域との連携の下、出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての各ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進します。

具体的な施策	3－1－1 結婚支援のための拠点づくり事業
事業概要	若者を対象とした拠点を中央公民館内につくり、仲間づくりや交流を通して多くの出会いの機会を提供する。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	各事業への参加者数 男8人、女8人以上 婚姻2組（累計）
担当課	生涯学習課

具体的な施策	3－1－2 結婚活動支援事業
事業概要	結婚新生活のための準備資金の不安を解消し、結婚の希望を叶えるため、結婚後の新生活の費用を補助する。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	結婚新生活支援事業補助金 5世帯／年
担当課	企画課

具体的な施策	3－1－3 子育て世代支援事業
事業概要	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する悩みに対し、切れ目のない支援体制を構築する。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	出生数 25人／年
担当課	健康福祉課

具体的な施策	3－1－4 妊婦・出産包括支援事業
事業概要	産前・産後の心身の不調に対する相談支援や姉妹および新生児に対する保健指導等の支援をしていく。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	新生児産婦訪問／1回人以上
担当課	健康福祉課

【施策の基本的方向2】 子育て支援策の充実

誰もが安心して子育てができるよう、保育サービスの充実や子育ての経済的負担の軽減、安心して子育てができる環境の整備等に取り組みます。

具体的な施策	3－2－1 出産祝金事業
事業概要	新生児の誕生を祝福するため祝金を支給する。 支給額は、一人あたり100千円
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	出生数の減少防止 25人／年
担当課	健康福祉課

具体的な施策	3－2－2 入学祝事業
事業概要	小学校入学を祝福するため地域通貨を支給する。 支給ポイントは、入学児童一人当たり50,000ポイント
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	小学生の転出数の減少防止
担当課	健康福祉課

具体的な施策	3－2－3 子ども医療費対策事業
事業概要	中学3年生までの保険診療分の通院及び入院医療費を助成する。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	子育て世帯への負担軽減
担当課	健康福祉課

具体的な施策	3－2－4 ひとり親家庭医療費等助成事業
事業概要	母子家庭の母及びその児童並びに父子家庭の父及びその児童等に対し医療費、調剤費等の一部を助成する。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	母子・父子家庭の負担軽減　ひとり親家庭の自立促進 1人／年
担当課	健康福祉課

具体的な施策	3－2－5 保育園管理運営事業
事業概要	通常保育や特別保育（延長保育、一時保育、休日保育等）の保育サービスの充実及び質の向上により多様化する保育ニーズに対応するほか、施設の適正な維持・管理に努める。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	保育園待機児童数 0人／年
担当課	教育課

具体的な施策	3－2－6 児童クラブ運営事業
事業概要	小学校の児童で放課後、家庭において保護を受けることのできない児童に対し一定の時間生活指導等を行う。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	児童クラブ待機児童数 0人／年
担当課	教育課

具体的な施策	3－2－7 子育て支援センター運営事業
事業概要	保育園を拠点に未就園児と保護者を対象とした育児相談等を実施し育児不安の解消および育児に関する情報を提供し子育てを支援する。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	延べ利用者数 1, 200人／年
担当課	教育課

具体的な施策	3－2－8 病児・病後児保育事業
事業概要	家族形態の変化により核家族化が進む中、祖父母に育児を依頼できない保護者が増加していることから、保護者の就労の機会を確保するため、病児・病後児保育の実施に向けて、地域の医療機関との連携や広域での取り組みを図り推進する。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	関係機関との協議継続
担当課	教育課

具体的な施策	3－2－9 高校生等医療費対策事業
事業概要	高校生等の保険診療分の通院及び入院医療費を助成する。
事業期間	令和4年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	子育て世帯への負担軽減
担当課	健康福祉課

※3－2－9（令和4年12月27日追記）

【施策の基本的方向3】 子育てと仕事の両立支援

事業者等との連携の下、ワーク・ライフ・バランスの推進や育児休業等の利用条件緩和の促進に取り組むことにより、男性も女性も意欲と能力を生かして働きながらも、安心して子どもを産み、育てられる環境を整備します。

具体的な施策	3－3－1 男女共同参画社会の推進事業
事業概要	男女共同参画は、育児、介護などの幅広い分野に関わるため、教育機関を通じ若年層を対象とした講演会等を開催する。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	講演会 1回開催／年
担当課	企画課

【施策の基本的方向 4】 特色ある教育の展開

三育学院大学と連携し、本町独自の保育園から中学校までの一貫した英語教育や、町の歴史や文化に興味を持ち郷土愛を育む教育を展開することにより、地域においても国際社会においても活躍できる人材を育成します。

具体的な施策	3-4-1 特徴ある教育の展開事業（英語教室）
事業概要	保育園児から小学校低中学年（1年生から4年生まで）を対象に英語教育を継続的に実施して行くことで語学力の向上を図るほか、内外にPRすることで定住人口の増加に結び付ける。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	参加親子数 30組以上／月
担当課	教育課

具体的な施策	3-4-2 特徴ある教育の展開事業（スポーツ、音楽など）
事業概要	幼少期からスポーツによる体力向上、音楽などによる情操教育を通して心身の発育や発達を図り、バランスの取れた豊かな人間性を育む。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	実施回数 6回／年
担当課	教育課

具体的な施策	3-4-3 愛着心育成事業
事業概要	城下町として栄えた大多喜の歴史に関する歴史読本を、町内の小中学生や町民に読んでもらい、図書館や大多喜高校、三育学院大学、転入世帯等に配付し、大多喜町への誇りと自信を持った「大多喜っ子」を育成し、町への愛着心を深め、転出抑制、更にUターンの推進を図る。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	転出者の減 2人／年
担当課	教育課

具体的な施策	3-4-4 情報化教育推進事業（小・中学校施設管理事業）
事業概要	児童生徒の論理的思考や情報技術についての関心を高めるため、千葉工業大学から寄贈されたタブレット端末を活用し、プログラミング教育の充実を図る。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	活用数 5回以上/週
担当課	教育課

基本目標4**安心な暮らしを守り続ける**

本町では、今後、生産年齢人口の減少に伴い町税収入の減少が見込まれる一方、高齢化の進行により社会保障関係費用の増加が予想されることから、財政運営の厳しさが増していくことが懸念されています。そこで、多世代交流・多機能型拠点の整備、地域公共交通網の再構築、地域社会の再生、広域連携の推進等に取り組み、地域に安心して住み続けることが可能となるまちづくりを進めています。また、行政運営の効率化や財政負担の軽減を図ることにより、様々な行政サービスを維持し、多様なニーズや新たな行政課題にも対応できる自治体運営を進めていきます。

【数値目標】

指 標	現状値	目標値	
65 歳平均自立期間	男性 17.77 年	延伸	令和 7 年の調査結果
	女性 21.59 年	延伸	令和 7 年の調査結果

※指標は、健康ちば 21（第二次）による。（平成 28 年）

※平均自立期間とは、日常生活が自立しており、介護を必要としない期間のこと。

【施策の基本的方向 1】 多世代交流・多機能型拠点の整備

日用品・農産物・土産物等の販売、福祉ニーズを持つ人の居場所、生活・観光情報の発信等の機能を持ち、子どもから高齢者までの地域住民や観光客など、多様な人々が利用し交流できる拠点を整備します。

具体的な施策	4－1－1 小さな拠点事業
事業概要	上総中野駅は、内房と外房を結ぶ重要な駅である。しかし駅周辺は、地域人口の著しい減少等により閑散としている。この駅を小さな拠点とし、観光客や地元の高齢者から子までが集まる場所を整備する。
事業期間	令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月
重要業績評価指標	地域住民との協議 3 回
担当課	商工観光課、企画課、健康福祉課

【施策の基本的方向 2】 地域公共交通網の充実・再編

町内の各地域において過疎化が進む中でも、交通空白地帯が発生することのないよう、費用対効果を考慮しながら、地域公共交通網の充実・再編を図ります。

具体的な施策	4-2-1 地域公共交通事業（路線バス）
事業概要	地域バス会社が運行する路線バスの不採算路線へ補助金を交付し、地域路線バスの維持継続を図り、日常生活における必要な外出手段を確保していく。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	輸送人員 68,000人／年
担当課	企画課

具体的な施策	4-2-2 地域公共交通事業（いすみ鉄道）
事業概要	町内在住の60歳以上の方のいすみ鉄道利用者負担を低くして免許を持つ人、持たない人に関係なくいすみ鉄道を利用して町内間を移動するきっかけをつくり、少しでも歩くことで健康増進に繋げることといすみ鉄道利用者の増大を図る。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	利用者延べ人数（純増） 2,200人
担当課	企画課

【施策の基本的方向 3】 地域社会の再生

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちを形成するため、地域におけるコミュニティ活動を維持・拡大します。

また、地域社会の再生及び活性化を図るため、域内外の大学等と連携し、地域の課題認識及び魅力を発掘することによって活力ある地域を創出します。

具体的な施策	4-3-1 地域防災力向上事業
事業概要	「自助」、「共助」の考え方を浸透させるとともに、地域の自主防災力強化に向け、自主防災組織の新規設立団体に救助用資機材を支給し、設立支援や、各地区において防災訓練を実施する。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	自主防災組織設立 2団体／年 防災訓練実施 1回／年
担当課	総務課

具体的な施策	4－3－2 無医地区けんこう講座
事業概要	無医地区となった老川地区を対象として、医師による健康講座等を実施する。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	老川地区各行政区 1回以上／隔年
担当課	健康福祉課

具体的な施策	4－3－3 介護予防普及啓発事業
事業概要	介護予防の普及啓発のために、はつらつ支援ボランティアの協力の下、運動、口腔機能向上、認知症予防のためのレクリエーション等の介護予防教室や運動機能の維持向上のための、「からだいきいき塾」を開催し、健康寿命の延伸を図っていく。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	介護予防教室 60回/年 からだいきいき塾 24回/年 認知症予防教室 24回/年
担当課	健康福祉課

具体的な施策	4－3－4 コミュニティ育成事業
事業概要	地域コミュニティの活動拠点となる集会所の整備充実を図り、地域住民の自助、連携意識を醸成し、住みよい地域社会を実現するため、補助金を交付し、支援していく。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	1施設整備／年
担当課	企画課

具体的な施策	4－3－5 地域おこし協力隊事業
事業概要	地域おこし協力隊として、都市住民を受け入れ、地域おこし活動の支援や農林業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図りながら、地域の活性化に貢献する。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	5人／年
担当課	企画課

具体的な施策	4－3－6 集落支援員事業
事業概要	地域の実情に詳しい集落支援員が、集落を見回り、集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間で話し合いを促進するなど町職員と地域住民とともに集落対策を推進する。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	各地区1人／年
担当課	企画課

具体的な施策	4－3－7 防犯対策事業
事業概要	関係機関と連携のもと、防犯知識の普及や防犯意識の啓発を推進していくとともに、高齢者を狙った特殊詐欺についても被害を抑制していくため、継続した対策を実施していく。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	特殊詐欺対応電話機購入補助 30件／年
担当課	総務課

【施策の基本的方向4】 広域連携の推進

消防、防災、保健、医療、福祉、環境などの各分野における行政課題は、年々、高度化・多様化していることから、市町村の行政区域を越えた広域連携により、行政運営の効率化を図ります。

具体的な施策	4－4－1 病院群輪番制病院運営事業
事業概要	夷隅郡市2市2町で運営する夷隅郡市広域市町村圏事務組合が夷隅医師会と委託契約を結び、在宅当番医による休日診療業務及び病院群輪番制を実施する。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	—
担当課	健康福祉課

具体的な施策	4－4－2 電話医療相談
事業概要	夷隅郡市2市2町で運営する夷隅郡市広域市町村圏事務組合が外部委託により24時間対応の電話相談を無料で実施する。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	—
担当課	健康福祉課

具体的な施策	4－4－3 水道事業広域化事業
事業概要	夷隅郡市2市2町の水道事業統合に向けて取り組む。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	—
担当課	企画課

【施策の基本的方向5】 感染症対策の強化

新たな感染症に対する感染防止策を進めるとともに、感染症に対応した新たな取組への支援を進めていきます。

具体的な施策	5－1－1 感染症予防対策事業
事業概要	感染症対策として、感染症の予防知識の啓発を図ることにより、感染症予防や感染症発生時の早期対応のための体制を強化する。
事業期間	令和3年4月～令和8年3月
重要業績評価指標	—
担当課	健康福祉課

IV. 総合戦略の進捗管理

1. 総合戦略の周知

総合戦略を効果的かつ効率的に推進するためには、住民をはじめ、行政、事業者、各種団体など、地域社会を構成するすべての主体が連携・協働することが重要であり、それには1人でも多くの方に本総合戦略の目標や施策の方向性、各主体に求められる役割等を知っていただく必要があります。

このため、本総合戦略の内容を町の広報紙やホームページ等を活用して紹介するとともに、本総合戦略を住民や関係者等に配布し、積極的な周知を図ります。

2. 総合戦略の進捗管理

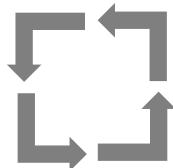
前述のとおり、本総合戦略では、4つの基本目標とそれぞれに対応した数値目標を明らかにするとともに、これを達成するための具体的な施策及び重要業績評価指標を設定しました。

本総合戦略の推進に当たっては、基本目標に係る数値目標や具体的な施策に係る重要業績評価指標の達成度により進捗を管理するとともに課題を抽出し、改善の動きにつなげる「P D C Aサイクル」を導入することとします。

その際、外部有識者等を含む機関において、基本目標に係る数値目標や具体的な施策に係る重要業績評価指標の達成度を検証するとともに、課題の解決に向けた取り組みの提案を受けることにより、P D C Aサイクルによる進捗管理の高度化を図ります。

■ P D C Aサイクル

P（プラン：戦略策定）	・どのような取り組みを展開するのか。
D（ドゥ：戦略実施）	・取り組みは着実に実行できたか。
C（チェック：達成評価）	・取り組みを実施してK P I を達成できたか。
A（アクション：改善）	・取り組みの改善点は何か。



資料編

I. 大多喜町総合戦略推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、大多喜町総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進に関する事項
- (3) 総合戦略の達成度の検証に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員24人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者たちから、町長が委嘱する。

- (1) 住民で組織する団体の代表者
- (2) 産業関係の代表者
- (3) 学校関係の代表者
- (4) 金融関係の代表者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、企画課において行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示による最初の推進会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集するものとする。

附 則 (平成29年3月31日告示第22号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

II. 大多喜町総合戦略推進会議委員名簿

令和7年8月1日現在

区分	氏名	備考
会長	平林 昇	町長
副会長	渡辺 善男	大多喜町議会議長
第3条第1号 に定める委員 (住民団体)	小泉 和弘	老川地区区長会
	吉野 俊男	西畠地区区長会
	野口 彰	総元地区区長会
	阪本 康太郎	大多喜地区区長会
	吉野 薫	上郷地区区長会
	田邊 壮玄	大多喜町子ども会育成会連絡協議会
第3条第2号 に定める委員 (産業関係)	小海 哲郎	大多喜町企業連絡協議会
	小高 一哲	大多喜町農林業振興協議会
	高橋 喜彦	大多喜町商工会
	野口 宗生	大多喜町観光協会
第3条第3号 に定める委員 (学校関係)	杉 正純	三育学院大学
第3条第4号 に定める委員 (金融関係)	阿部 幹男	千葉銀行大多喜支店
	吉野 源宏	銚子信用金庫大多喜支店
第3条第5号 に定める委員 (議会)	渡辺 泰宣	大多喜町議会議員、総合開発審議会
	末吉 昭男	大多喜町議会議員、総合開発審議会
〃 (一般住民)	野口 智子	
	高嶋 佑実	
	横山 恵子	
〃 (行政)	西郡 栄一	副町長
	佐久間 靖夫	教育長

III. 大多喜町まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大多喜町の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策に関し、基本的な計画（以下「大多喜町まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を策定するため、大多喜町まち・ひと・しごと創生推進本部（以下「本部」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大多喜町まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び施策の推進に関すること。
- (2) 大多喜町まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び施策の推進に当たっての情報共有及び連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、大多喜町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進等に関し、町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

(本部長)

第4条 本部長は、大多喜町長をもって充てる。

2 本部長は、本部を代表し、本部を総括する。

(副本部長)

第5条 本部に副本部長を置き、副町長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(本部員)

第6条 本部に本部員を置き、大多喜町課長会議規程（平成22年訓令第11号）

第3条第1項に規定する課長会議の構成員をもって充てる。

(本部会議)

第7条 本部会議は、本部長が招集し、議長となる。

2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者を本部会議に出席させることができることとする。

(専門部会)

第8条 本部に専門部会（以下「専門部会」という。）を置くことができる。

2 専門部会は、大多喜町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関する調査研究を行う。

3 専門部会員は、本部長が指名する者をもって充てる。

4 専門部会に部会長を置き、本部長が指名する者をもって充てる。

5 専門部会に副部会長を置き、部会長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第9条 本部に関する庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第22号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

大多喜町まち・ひと・しごと創生推進本部部員（第6条）

町長
副町長
教育長
議会事務局長
会計室長
総務課長
企画課長
財政課長
税務住民課長
健康福祉課長
建設課長
農林課長
商工観光課長
生活環境課長
教育課長
生涯学習課長

IV. 大多喜町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針

1 策定の趣旨

国においては、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に、平成26年12月に、「まち・ひと・しごと創生法に基づく「総合戦略」と「長期ビジョン」が閣議決定された。

一方、本町においては、少子高齢化がすでに始まり、今後も人口減少が進む見込みであることから、人口減少の克服、地域経済の維持、活力ある地域産業の発展など様々な課題への対応が求められている。

そこで、「まち・ひと・しごと創生法に基づき、国及び千葉県が策定する総合戦略を勘案し更には、大多喜町人口ビジョンの分析を踏まえ、本町の持つ地域の特性を生かした「しごと」と「ひと」の好循環を生み出し「まち」の活性化に繋げるため、「大多喜町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定する。

2 策定内容

(1) 大多喜町人口ビジョン

本町の人口の現状分析を行い、人口問題に関する基本認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す長期的な人口ビジョンを定める。

(2) 大多喜町総合戦略

人口ビジョンで示した、本町の人口の現状と将来の姿を踏まえ、今後5か年の取り組むべき施策の基本的方向や具体的な施策を定める。

3 対象期間

(1) 大多喜町人口ビジョン

国の長期ビジョンの期間である平成72（2060）年までに合わせ、本町でも同年までの人口推計を行う。

(2) 大多喜町総合戦略

令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

4 検討項目

(1) 大多喜町における安定した雇用を創出する。

(2) 大多喜町への新しいひとの流れをつくる。

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する。

※その他必要に応じて、検討項目を加えるものとする。

5 策定体制

(1) 大多喜町総合戦略推進会議（外部組織）

大多喜町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び大多喜町人口ビジョンの策定、推進に当たり、町民、産業関係、教育関係、金融関係等（産官学金労言）の関係者の意見を反映させるため、大多喜町総合戦略推進会議を設置する。

※大多喜町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、総合計画との整合性を図る必要もあるため、総合計画を検討する機関である大多喜町総合開発審議会委員を含め組織する。

(2) 大多喜町まち・ひと・しごと創生推進本部（府内組織）

大多喜町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び大多喜町人口ビジョンの策定、推進に当たり、全庁的に取り組むため、町長を本部長とする大多喜町まち・ひと・しごと創生推進本部を設置する。

大多喜町まち・ひと・しごと創生推進本部に専門部会を置き、大多喜町人口ビジョン素案、大多喜町まち・ひと・しごと創生総合戦略素案の作成に関する調査研究を行う。

(3) 各種団体懇話会

大多喜町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び大多喜町人口ビジョンの策定、推進に当たり、広く町民の意見や提案を計画に反映させるため、各種団体との懇話会を適宜実施する。

6 策定期限

令和3年3月までの策定を目指す。

7 その他

- (1) 策定に当たっては、大多喜町第3次総合計画との整合性を図るものとする。
- (2) 大多喜町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、PDCAサイクルに基づき、実施した施策や事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改定するものとする。
- (3) 大多喜町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び大多喜町人口ビジョンの概要等は、町ホームページ等により公表するものとする。
- (4) この方針に定めるもののほか、大多喜町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び大多喜町人口ビジョンの策定に必要な事項は、別に定める。



大多喜城



もみじ谷



不動滝



麻綿原高原のアジサイ



大多喜町 人口ビジョン・総合戦略 令和3年3月

企画・編集：大多喜町企画課

発行者：千葉県大多喜町

〒298-0292 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜 93 番地

電話：0470-82-2111 FAX：0470-82-4461